

## A 8 . 0 1

**基礎登録又は基礎出願に係る  
指定商品又は指定役務の全部若しくは一部が  
消滅した場合における国際事務局への通報について**

本国官庁は、基礎登録又は基礎出願について議定書第6条(3)の規定に関連する事実及び決定があったときは、その旨を国際事務局に通報する（議定書6条(4)）。（いわゆる「セントラルアタック」としての効果を生じることとなる。）

セントラルアタックの対象となる基礎登録又は基礎出願における事実と国際事務局への通報時期は、別紙のとおりとなる。

## [説明]

- (1) 議定書では、第6条(3)の実施のため同条(4)で、本国官庁は、(3)の規定に基づく事実及び決定があったときは、国際事務局に通報することを規定している。

その通報は、当該「国際登録の番号」、「名義人の氏名又は名称」、「基礎登録又は基礎出願に影響を与える事実及びその決定、更にその事実及び決定が有効となった日付」等を共通規則22(1)(a)に従って行うこととなる。

- (2) 本国において保護を受けなくなった場合には、本国官庁は、共通規則22(1)(a)に基づいて、以下のとおり、国際事務局に対し通報する。

i) 国際登録の日から5年の期間が満了する前に、基礎登録又は基礎出願に係る指定商品又は指定役務の全部若しくは一部が削除され、それが確定したときは通報する。

ii) 国際登録の日から5年の期間の満了前に議定書第6条(3)(i)ないし(iii)の手続が開始された場合であって、5年の期間の満了前に最終決定に至らなかった場合は、その事実を5年の期間経過するときに通報する。

iii) 上記ii)に該当する場合、5年の期間満了後、最終決定に至ったときは、その旨を通報する。

iv) 出願人又は商標権者等によって上記iii)に該当する手続の対象となっている基礎登録又は基礎出願について取り下げられ又は放棄された場合には、iii)の場合と同様に通報する。

- (3) セントラルアタックの対象となる基礎登録又は基礎出願の事実と国際事務局への通報時期は、別紙のとおりとなる。

※ 国際商標登録出願審査室は、上記（２）について、国際意匠・商標出願室から要請を受けた場合、協議に応じ、その結果に基づき、国際意匠・商標出願室が処理することとする。

<参考>

「基礎登録又は基礎出願の消滅について」

議定書第6条(3)では、国際登録の日から5年の期間の満了前に、基礎出願が拒絶、取り下げ放棄等によって消滅したことが確定したとき、又は基礎登録（基礎出願となっているものが登録されたものを含む。）が取消、無効の決定、放棄、権利期間の満了等によって当該商標権が消滅したことが確定したときは、当該消滅した指定商品又は指定役務の範囲について国際登録を主張することができないと規定している。

この規定は、基礎登録又は基礎出願に対する国際登録の従属性、すなわち、本国において保護を受けなくなった場合には国際登録による保護を主張することができないこととなる、いわゆる「セントラルアタック」による効果を規定しているものである。

また、同規定によると、国際登録の日から5年の期間の満了前に、基礎登録又は基礎出願において、国際登録の日から5年の期間の前に基礎出願、基礎登録の効果を争う等の手続である、

(i) 基礎出願の効果を否認する決定に対する不服の申立て

(ii) 基礎出願の取り下げを求める申立て又は基礎出願による登録若しくは基礎登録の抹消、取消若しくは無効を求める申立て

(iii) 基礎出願に対する異議の申立て

が開始され、5年の期間の満了後に保護の効果を失わせる確定的な決定が行われた場合であっても国際登録の効果は失われることとなっている。

さらに、上記(i)ないし(iii)の手続中に基礎出願、基礎登録が出願人により自発的に取り下げられ又は放棄された場合も同様国際登録の効果は失われることとなっている。

ただし、国際登録の名義人の変更は、従属の効果には影響しない。

※ 上記(i)ないし(iii)に掲げる手続を5年の期間の満了後に最終決定される場合も含めたのは、その手続が長期化し5年以内に保護の効果が失われることとならなかったことにより、国際登録の効果が従属して失われることを免れることを認めないものであり、また、権利者自身はその基礎登録又は基礎出願を取り下げ又は放棄した場合もセントラルアタックの対象にしているのも同趣旨によるものである。

【別 紙】

**基礎登録又は基礎出願における対象となる事実と  
国際事務局への通報時期について**

対象となる事実	国際事務局への通報時期	
	5年以内の通報	5年経過後の通報
出願に係る指定商品又は指定役務の範囲を減縮する補正  ※分割出願に伴う減縮補正又は誤記の訂正若しくは記載を明確にするための補正は含まない。	○減縮する補正に係る出願の登録査定（登録審決）の確定が5年以内にあったときは通報する。	
登録料納付と同時に提出される区分単位の減縮補正	○提出された補正書に基づき設定登録が5年以内にあったときは通報する。	
拒絶する旨の査定	○拒絶査定確定が5年以内にあったときは通報する。	
拒絶査定に対する不服審判の請求(44条)	○審判請求又は登録異議の申立てが5年以内になされた場合であって、 ①指定商品又は指定役務が減縮補正された出願の登録審決、出願を拒絶する審決又は登録を無効にする(取消す)旨の審決(決定)の確定が5年以内にあったときは通報する。 又は、 ②出願を拒絶する又は登録を無効にする(取消す)旨の審決(決定)の確定が5年以内にされないときは、5年の期間経過後、すみやかに審判請求(登録異議の申立て)があった旨を通報する。	○左記②の場合において、当該審判の請求(登録異議の申立て)に対する審決(決定)が確定したときは、通報する。 なお、係争中に当該審判請求の取り下げ、当該出願の取り下げもしくは指定商品又は指定役務を減縮する補正又は当該登録の放棄があったときには、その内容が通報に含まれる。
無効審判の請求 (46条,68条4項,8年附則8条,同9条)		
取消審判の請求 (50条,51条,52条の2,53条,53条の2)		
登録異議の申立て (43条の2,68条4項)		
存続期間満了による商標権の消滅(更新がされなかった登録)	○存続期間の満了により当該商標権の消滅(更新がされなかった)が5年以内にあったときは通報する。 なお、更新されないことの確定は、存続期間満了後1年(倍額納付の期間+自己の責めに帰さない事由による期間)となるが、存続期間の満了の日が5年以内であったときは、確定後、通報する。	
登録料の分割納付によって前半の期間経過後権利が消滅	○後期分の登録料の納付がないことによる商標権の消滅が5年以内にあったときは通報する。	
出願手続の却下	○出願手続の却下の確定が5年以内にされたときは通報する。	
出願の取下げ、放棄 ※みなし取り下げを除く。	○出願の取下げ又は放棄が5年以内にされたときは通報する。	
補正却下後の新出願により取り下げられたものとみなされた出願	○補正却下後の新出願として認められたときは、その原出願(基礎出願となっている)が取り下げられたものとみなされる日が5年以内のときは通報する。	

## A 8. 0 1

商標権の放棄（一部放棄を含む。）	○商標権について放棄がされたことの商標原簿への登録が5年以内にされたときは通報する。	
防護標章登録の消滅（66条）	○防護標章登録に基づく権利の消滅が5年以内であったときは通報する。	
相続人の不存在等による商標権の消滅	○商標権において商標権者の相続人がないこと等により商標権の消滅が5年以内であったときは通報する。	